

# 公共施設等のあり方に関する 調査特別委員会会議録

平成21年12月18日(金)

(開会) 10:01

(閉会) 14:16

委員長

ただ今から、公共施設等のあり方に関する調査特別委員会を開会いたします。「議案第137号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

生涯学習課長

議案第137号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。議案書の33ページをお願いいたします。提案理由でございますが、穎田図書館につきましては、合併前より穎田公民館内にあり、図書館部分の面積も43㎡と狭小であります。合併時において、当時、公民館図書室であったものを穎田図書館として運営してきましたが、現状の利用実態や状況などを勘案したなかで、飯塚市公共施設等のあり方に関する第1次実施計画に基づき、平成22年3月31日をもって廃止し、改修後は穎田公民館図書室として存続するものでございます。また、図書館から図書室に替わっての利用者に対するサービスの内容について、大きく変わるものではございません。他の市立図書館の図書の検索や穎田図書室にない図書についても、以前と同様に他の市立図書館から取り寄せて借りることができます。次に、34ページをお願いいたします。飯塚市立図書館条例の新旧対照表を付けておりますが、飯塚市立図書館穎田館に関する記載について今回削除をしております。以上簡単でございますが、飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わらせていただきます。それとまた、今回資料要求がなされておりましたので、それに伴う資料を準備いたしております。簡単に、その資料の中身について説明させていただきます。まず、穎田図書館の穎田公民館図書室への移行に伴うメリット・デメリットということでございますが、一応これは、現行の図書館が図書室に替わったことの現況比較とかたちで伝えさせていただいております。まず図書システム、これは、市立図書館の図書の蔵書の検索ができるシステムでございますけど、これについては、そのまま残すように考えております。ただし、穎田図書館が図書室に替わることによって、穎田図書室内の本の検索は、出来なくなります。そのため、代わりに蔵書一覧表を作成して、穎田図書館内にそれを設置するように考えております。それから、市立図書館の図書の取り扱いでございますが、現況、市立図書館の図書の貸出返却サービスは、そのまま継続するようしております。それから、図書のリクエスト、自分が利用する図書館にない本を借りる場合でございますけど、これについては今と同じように、穎田図書館にない本につきましても他の市立図書館から取り寄せて、借りられるというシステムをそのまま残すようにしております。それから、今使っておられる図書館の利用者カード、これにつきましても、現行のものは使えるんですが、ただし、穎田図書館につきましては、図書室に替わることにより現行今、5館で利用できるものが穎田図書室以外の4館に限られるということになります。それから、開館時間につきましては、図書館の場合は平日、9時から5時の利用時間であったものが公民館の開館時間に合わせまして、平日で月曜から金曜については8時半から5時まで。それと、土曜日が新たに開館できるようになっております。時間としては、8時半から12時半、午前中のみということになりますけど。それから、図書司書の配置でございますが、現行、図書館法で言えば、司書を配置するように心がけるといえるか、努力するようというかたちになっておりますが、現在、穎田図書館の場合は、図書司書の配置をしておりません。図書室に替えることによってその点が必要なくなるというか、そういうかたちで、

現状の置いてない状況が図書室ということで、そのままできるというふうになります。図書費につきましては、現行500,000程度の図書購入費を予定しているものが、公民館図書室に替わるにより他の公民館図書室の図書購入費と同額、100,000円程度に減額されるようになります。続きまして、資料の2枚綴りである分、裏表に書いてある分ですけど、穎田図書館から穎田公民館図書室に移行に関して地域住民及び利用者への説明会の事績ということで、今年の3月から公民館運営審議会、それから、利用者に対する聞き取り、自治会等への説明について、ここに列記されております。一番最後のページになりますが、聞き取りに関する調査を簡単にまとめたものを最後につけております。以上でございます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

穎田図書館の開館日と開館時間及び蔵書数についてお尋ねします。

生涯学習課長

開館日につきましては、月曜から金曜までで、開館時間につきましては9時から17時ということになってます。それから、蔵書数でございますけど5,322冊というふうになっております。

川上委員

利用者の状況はどうでしょうか。

生涯学習課長

19年度の利用者が943名、20年度が1,380名、21年度10月末現在で782名というふうになっております。

川上委員

先ほど廃止をしないと、図書館法としての穎田図書館を廃止をすると、公民館図書室に移行したいということだったんですが、理由がわからないんですね、先ほどの説明では。理由をお尋ねします。

生涯学習課長

提案理由でも述べましたように、まず、面積が43㎡と非常に狭く、他の公民館図書室と同等規模であること、また蔵書数についても5,000冊程度、また、これ以上蔵書を増やすような面積も図書室にはございませんので、現況を見ると、図書館というよりも図書室というかたちで、今回廃止させていただくようにしています。

川上委員

狭いので、本が置けないと。現状、図書館というよりは図書室なので、図書館としては廃止すると、非常に乱暴な発想で、それで、この穎田図書館は、図書館法に基づく図書館なんですよ。

生涯学習課長

現在、図書館に基づく図書館というふうになっております。ただし、図書館法でいろいろ書いてある中身については、これを充足できるような状況とはなっておりません。

川上委員

なっていないでしょう。図書館法の第1条は、どういうふうになってますか。

生涯学習課長

第1条目的になっておりますが、この法律は、社会教育法に基づき、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とするというふうに書いてあります。

川上委員

ですから、この目的が達せられない水準に置かれておるということを言われたわけですよ。

そしたら、廃止をするわけですか、市としては。それは、廃止の理由にならないでしょう。だから、あなた方がまだ言わない別の廃止の理由があるんじゃないんですか。それをお尋ねします。

生涯学習課長

廃止と申しまして、図書室に変更するというので、現行のまま図書室に変更するもので、なくすということではございません。

川上委員

法に基づく施設を法に基づかないものにしようとしてるわけですから、これは廃止なんですよ、図書館法上ね。条例上も削除するわけですから、なくなるわけですよ、これ廃止なんですよ。それで、あなた方は社会教育法とかね、それから、図書館法だとか、国民にとって非常に重要な法律からね、責任を逃れようとしてるわけですよ。その自覚が、まだないんですね。それではね、図書館法上のね、図書館というのはどういうものを持っていないといけないのか、どういう機能を持たないといけないのか、お尋ねします。

生涯学習課長

図書館法の第2条に定義がございますので、これを読ませさせていただきます。この法律において、図書館とは図書・記録その他必要な資料を収集し整理し、保存して一般公衆の利用に供し、その共用・調査研究・レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社または民法第34条の法人が設置するものをいうというふうに、記載されております。

川上委員

あなたが持つてある図書館法のね、第3条に続けて、図書館奉仕というのがあられるでしょう。それには、どう書いてあります。

生涯学習課長

第3条 図書館の奉仕でございますけど、図書館は、図書館奉仕のため価値の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し得るように留意し、おおむね左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならないということで、1つ目に、郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード、フィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料やその他必要な資料を収集し、一般の公衆の利用に供すること。2つ目として、図書館資料の分類配列を適切にし、及びその目録を整備すること。3つ目として、図書館の職員が図書館使用について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。4つ目に、他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附属する図書室及び学校に附属する図書館または図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと、5つ目として分館閲覧所、配本所等を設置し及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと、6つ目に読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと、7つ目に時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること、最後に学校、博物館、公民館、研究所と緊密に連携して協力することというふうに書いてあります。

川上委員

教育長も、もちろん御存じのことと思いますけども、つまり文化会館、コスモスコモンが単なる貸しホール業でないのと同じように図書館というのは、貸し本屋さんじゃないんですね、全く違う。だから今法の説明がありましたけど、水準に達するように頑張るとというのが、行政の仕事なんですよ。それに達してないから、もうやめてしまおうというのは、行政の責任放棄と言わざるを得んわけで、そのことぐらいはあなた方も考えてると思うんだけど、それにもかかわらず廃止するというには理由が要るんですね。その理由をもう一度聞きます。

生涯学習課長

先ほども申しましたように、現況を見ていただければ分かるように、非常に図書館としては

狭く蔵書数も5,000冊程度ということで他の地区公民館の図書室と同じような形態になっておりますので、今回図書室に変えさせていただくということで提案させていただいております。

川上委員

実は、あなたは先ほど廃止理由を既に言ってるんですよ。どういうふうに言ったかということ、図書館法で置かなくてはならない司書を置かなくて済むようになりますと言ったんです。それから、図書館法に基づいてやっていけば、だいたい500,000円くらいのお金を出してるんだけど、これを出さないで済むと、2つのこと言った。これは結局は何なんですか。2つのこと言われたんだけど、結局は何が廃止、移行の理由が言ってくださいよ。

生涯学習部長

廃止の理由といたしましては、先の公共施設等のあり方に関する調査特別委員会の中でもる説明しております。また実施計画の中にもありますように、穎田の図書館につきましては、利用者数、蔵書数、いろんな総合的に判断した中で、利用実態を見て、これは図書室という中で運営したほうがいいんじゃないかということで、実施計画にも見直しの方向をあげております。ですから、現況にあったところの図書館から図書室するということで、先ほど課長が答弁しましたように、サービスの的には大きく変わるものではないと考えております。

川上委員

わざわざ部長が手を挙げて立って、その程度の答弁しかできないのかと思いますよ。同じこと言ってるじゃない。だから、図書館法に基づいて、穎田図書館を住民サービス、法の目的に沿うように充実するためにがんばるべきときなんですよ。穎田地域については、総合政策では北の玄関口じゃないですか。単なる玄関口ってのは、決して齊藤市長は、ここは玄関だから人は素通りするところというふうに思っていないでしょう。ここで人が進み、子どもを育てて未来を培うところじゃないですか。だから、手法についてはいろいろ問題があるけれども、町立の穎田病院は守りたいと言ってきたわけでしょう。コミュニティバスも打ち切らずに走らせているわけじゃないですか。そういう時に穎田図書館は、充実してないのでこの際切り捨てろと、その程度でまあまあやってくれというようなことでいいかと、悪いですよ。だからあなた方は、もう充実しなくてよいように図書館法による図書館配置というのを止めようとしてるんじゃないんですか。それが言えないですか。部長、どうですか。

生涯学習部長

先ほどから答弁しておりますように、利用者にとって何らかの問題があるのでは、図書館から図書室にはできないと思っておりますが、いろんなインターネット、また公民館職員の体制、利用者にとって何ら不便を感じさせない内容となっておりますので、私は先ほど申しますように、利用実態に沿った形が適切じゃないかというふうに考えております。

川上委員

答弁者があまり図書館を利用していないのか、図書館を利用している住民の気持ちとかが、まるでわかってないからですよ。先ほどから言っているのは、図書館法による図書館というのは、課長が答弁したように、充実していかないかんわけですよ。そういうつもりは最初からなくてね、住民に迷惑がかからなければよいと、ずっとかかりっぱなしというのが先ほどの現状でしょう。筑穂とか庄内と比べても、住民に迷惑かけっぱなしなんですよ。迷惑かけっぱなしの状態をさらに続けていく。しかも、今度は法的な枠はずしていこうというのがあなた方の考えなんです。司書を置かなくて済みますとかね、500,000円もお金かけなくて済みますと、さっきの話では400,000円浮きますっていう話でしょう。このように、教育委員会が先頭切って、社会教育の中核である図書館を廃止していこうというのが今の姿なんです。教育長、そうじゃないですか。

生涯学習部長

合併いたしまして、130,000の市民の中に飯塚図書館、中心の図書館、また筑穂図書館、庄内図書館といういろんな中で立派な図書館がございます。ですから、先ほど申しますように、合併前から施設のいろんな整理統合というのも当然考えなきゃいけないという中で、この今5館の図書館があることについては、1度見直すということになりましたので、その中において適正な図書館法に基づく図書館というがどうあるべきかということで、先ほど申しましたような利用実態に沿ったところに見直すべきじゃないかということで提案しております。

川上委員

利用実態に見合ったように見直すべきとかいうのは、社会教育法でもね、図書館法でもないですよ。だいたいね、教育委員会というのは、市長部局が金がないからやめてくれというときに、大げさに言えばね、体はってでも待ってくれと、頑張りぬくのが教育委員会の仕事やないですか。実際に頼田図書館が廃止されると、どういうことになるかということ、いろいろメリットとか書いてるけど、どれどれが継続と言ってるだけで、全体として低い水準を維持しますという、維持できるかどうか分からないけど、だけの話ですよ。システムが少し違うところもあるでしょうけど、現在ある公民館図書室の設置と利用状況、蔵書などが、急に言いましたのでわかりにくいかもしれませんが、範囲内で教えてください。

中央公民館長

頼田以外の地区公民館の図書室の状況でございますが、旧飯塚は8地区公民館に図書室を設置いたしております。蔵書数といたしましては5,000冊前後を推移しております。多少の差はございますが、5,000冊前後でございます。貸出状況でございますけども、20年度につきましては、延べでございますが二瀬が814、幸袋が328、鎮西が394、菰田が524、立岩が188、飯塚東が523、飯塚が591、鯉田が524、そのような状況になっております。

川上委員

齊藤市長、これが文化の薫り高い飯塚市づくりの基盤とするところなんですよ。前に向いていけないといけないうきに、図書館法からも外して、司書を置かないで済みますとか、図書費の500,000がよくても100,000程度で済みますみたいな、こんなみみっちい住民犠牲の行財政改革、齊藤市長の路線から出てきてるやつなんですよ。決して課長が言わないですね。それで、教育委員会がいらないういっても、齊藤市長がいると、お金を出すから頑張ってくれと、教育委員会を激励しないといけないう。それで、お金としては年間400,000円浮かせたいというのが、あなた方の意向の実態ですよ、ずっと衣をはがしていくとね。真ん中にあるのは、400,000、この400,000のために様々な衣をつけておるわけですよ。しかもこの400,000をもっと削りこんでいでしょう。100,000というのを削りこんでいでしょう。あなた方が廃止しようとしてるのは、実は図書館だけじゃなくて頼田地区住民の社会教育法を受ける、サービスを受ける権利、それを奪い取ろうとしてるんですよ。そこでお金のことについて少し聞きますけども、図書館法に基づく図書館には地方交付税に積算があるでしょう。どのくらいありますか。

財政課長

交付税の方に図書館数としての積算はございません。単位費用として図書館費等の中に69,000円ほど、人口1人あたりですけど単位費用としての算入はあります。

川上委員

その算定には、頼田地区住民の人数の分も入ってますか。

財政課長

人口等を積算としておりますので、その分が算入されてるという形になります。

川上委員

そうすると、頼田地区住民の分の積算金額は幾らになりますか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 10:31

再開 10:41

委員を再開いたします。

財政課長

先ほどの単位費用ですが、人口一人当たり直しますと、一人当たりの単位費用での算入は694円ということになります。潁田地区の人口が4月現在で6,411名になりますので、それで積算いたしますと4,449,000円ほどになります。こういった経費が飯塚市の図書館全体の運営経費として地方交付税の基準財政需要額の中に算入されるという形になります。

川上委員

今お話だと、比率的な意味でいうと、潁田地区の人口の比率の分で4,450,000円、国からお金が来ておるといことなんですね。そういうことでしょうか。

財政課長

飯塚市全体の図書館経費の運営費として交付税の需要額の中に算入されるという形になります。

川上委員

くどいですが、一人当たりの694円かける潁田地区住民の数に相当する6,411をかけると4,450,000と、約ね。だから、言いかえると潁田地区の皆さんは国から4,450,000円分の図書館費を手当てされてるわけですよ。しかし、あなた方は今度の廃止と変更によって100,000円出すか出さんかぐらいのことを考えてるわけですよ。そこで、財政課も十分この議案については参加してると思いますから、お聞きしますが4,450,000から仮に100,000引いて4,350,000、この4,350,000どこに行くんですか。

財政課長

交付税はあくまでも、標準的な行政運営の経費ということで需要額を算定いたしますので、これは全部一般財源でございます。先ほど、ちょっと説明が足りませんでした。潁田地区の住民の方が中央公民館あたりを利用されるという経費もこの中に含まれてるというふうに考えております。

川上委員

財政課の言うとおりですね。潁田地区住民は、中央図書館どのくらい利用してますか。

委員長

答弁いいそうですから。だから今お金の話をしてるんですよ。お金の話を6,411人まで話をしているときに、中央図書館を潁田の人が使ってるじゃないですかと、それが何の意味があるんですか。当たり前じゃないですか。そういう適当な答弁をしではだめだと。それで、そういう市長も地方交付税で積算しておるといのは、入れておるから別のことに使ってもいいよということじゃないんですよ、やっぱり。もちろん、地方交付税は市がもらった方が自由に使えるお金だけど、国は何のためにそれを出すかという、積算根拠がずっとあるわけじゃないですか。それが今、市長、明らかになったんですよ。潁田地区住民相当の額は、4,450,000円。現状で図書館の書籍にどのくらい使ってるか分かりませんが、人件費には使っていないでしょう。4,350,000円少なくともね、あなた方はどこかに使おうとしてるわけですよ。だから、どこに使おうとしとるんかということのをさっきから聞いてるわけです。どう考えてるんですか。

財務部長

普通交付税につきましては、先ほど財政課長が答弁いたしましたように、基準財政需要額と基準財政収入額、その差引で普通交付税というかたちで交付されてきます。その中で、先ほど

申しましたように、図書館につきましては単位費用の中で人口一人当たり694円という積算の中で交付されます。これは、飯塚市133,000ございますが、133,000の中での一人当たり694円というかたちになりますので、これを飯塚市全体の中での図書館費用というかたちになっております。今、議論されておりますように、潁田地区の分で4,400,000というようなかたちで議論が進んでおりますけど、この公の施設につきましても飯塚市全体で公共施設のあり方を考えるというかたちでの考え方で、それぞれの中でさしていただきよりますので、先ほど出ましたように中央図書館、この利用の分も経費の中に入っておりますので、その辺で潁田地区の4百何万がどこに使われてるというかたちではなくて、飯塚市全体の一般財源の中で財政運営をさしていただきよるといふことをご理解願いたいと思います。

川上委員

合併によって図書館費の積算はそういう意味では上がったはずですよ、旧飯塚と比べると。潁田地区の分のお金も含めてね、中央図書館に依っていると。潁田地区住民の方は中央図書館使ってるからいいじゃないかと言わんばかりなんです。要するに、あなた方は行財政改革がわずか400,000円くらい削りたいというのが根底にあるんだけど、そうは、言い切らない。余りにもはずかし過ぎるわけね。言い切らない。だから、様々な理屈をつけてやろうとしている。そうするとね、疑問があるのは穂波区選出の議員が質問されたことあるんだけど、穂波と潁田はね、なぜ指定管理に入れてくれなかったかと、指定管理に入ったところは、図書館法に基づく図書館として維持するじゃないかと。もっともな疑問だと思いました。それで、そのあなた方が今度400,000円を削ろうとするときに、指定管理の中に入れるかどうかという検討ね、今度したかどうかお尋ねします。

生涯学習課長

潁田図書館については、検討しておりません。

川上委員

穂波については検討したということですか。

生涯学習課長

穂波図書館については、検討しました。

川上委員

指定管理者制度について、私はそもそも、住民サービスが向上すると考えられるときにこれを導入するとか、同時に、併せて財政縮減効果が考えられるときとかになってますよね。それに一致してますね。しかし、この間本市の指定管理者制度について言えばね、住民にサービス向上に不可欠な情報公開が極めて不十分だとか、それ、する気がないとか、それから、議会のチェック機能、それを理由にした民間企業だから、情報出しにくいとかいうことでね、それを理由にした情報の提供などが議会にもないと、弱いということで、議会のチェック機能を弱めてしまうっていう問題、それから、選定委員会に今8人ですか、居られるけど、例えば、図書館の専門家はいないし、そういうような問題点があるわけ。だから、問題であるんだけど、穂波については検討したけど、潁田については検討しなかったというのはなぜですか。

生涯学習課長

穂波図書館については、実施計画の中で21年度中に方向性を決めるようになっておりますので、いろいろな選択肢の中で、指定管理に組み込むということも含めて検討したということでございます。

川上委員

潁田については、もう問答無用ということなんです。今度、検討したかということ聞いてただけど、一番最初に、指定管理者制度を導入するときに穂波と潁田は外すと、分かれ目というか、どこが違ったんですか。中央図書館、筑穂、庄内と穂波、潁田は。どこがどう違って

指定管理にしないと、直営で当面行こうと、どういう判断をされたのか、お尋ねします。

生涯学習課長

合併前、飯塚、庄内、筑穂については図書館であったものをというかたちで、潁田、穂波については、公民館図書室という現状において、そういうふうにされたというふうに思っております。

川上委員

教育長、もう課長は答弁不能なので、答弁してください。

生涯学習部長

先ほども私の方から答弁いたしました、合併によって、先ほど担当課長も答弁しておりますように、飯塚、筑穂、庄内、立派な図書館、いわゆる環境の充実ですね、施設の関係、そういうものもございましたので、先ほどからいろいろ縷々答弁しておりますけど、決して今のシステムの中で、飯塚図書館を中心にしていろんな図書システムが整備されてますので、施設というよりもそういった利用のしやすい、そういったところの整備がされておりますので、施設数を5つ残すことが、本当にどうなのかということを検討しておりますので、そういった3つの図書館において、充分市民サービスは提供できると考えております。

川上委員

田子森さん、部長、質問覚えてないでしょ、自分の主張をするのが必死で。あなたに聞いてない。教育長に聞いたじゃないですか。わざわざあなたが手を挙げてね、質問と違うことをね、しゃべる必要はないと思うんですよ。教育長、要するに、部長も答弁不能ということなんですよ。こういうことを答えきらんわけ。なぜ指定管理に3館は入れて、2館は外したのか。教育長が答弁できなかつたら、大変なことになりますけど。わかりやすく答弁してください。

教育長

合併前後の問題もあるかと思いますが、先ほど、課長、部長も話してますように、図書館につきましては、飯塚と筑穂と庄内が図書館でした。合併したときに、穂波と潁田は図書室だったのが、併せてそれも図書館という呼び名で、要するに1市4町にそれぞれの図書館があって、合併したというかたちになっております。その後、指定管理という問題が出てきましたときに、図書館としての機能を持っていた筑穂と庄内と飯塚市の図書館、これが図書館としての機能も充実しておりましたし、あとの図書室には図書館という名前を使ったものの図書館法で言う図書館としての機能が充分でなかったということがありましたし、併せて、もう正直言って、やっぱり行財政改革という1つの流れもありましたし、130,000の都市に相応しい図書館がどういう状態であったらいいかということを検討したなかで、最小限3つの図書館があれば基本的には住民の充足できる図書館として130,000都市には大丈夫じゃないかということがあったというふうに思って、この3つの図書館を指定管理したというふうに認識しております。ただ、残りましては、残りましたかっの図書室でありました穂波の図書室と潁田の図書室につきましては、今後どうするかというのが、その後に話として出てきたわけでございますけども、穂波につきましては、ご承知のように、今年度中にいろいろ話を聞く中で、方向性を決めるということがございましたので、どういうようなかたちをしていくかということと、指定管理の問題との絡みの中で、先ほど課長が言いましたように、検討はしてきたということです。潁田につきましては、確かに図書館になりましたので、機能を出せるだけ持たせるようにということで、司書を置いたものの今までの公民館の仕事と、その延長上としかなかったわけで、機能が落ちない、サービスが落ちないかたちであるとするならば、やっぱり図書館法に言う図書館的機能を持ってないわけでございますし、住民にサービスが落ちないようなかたちで公民館図書室に置き換えていこうということで、この度行財政改革の中も含めて、1次実施計画の中で、そういう方向性を出して、現在に至ってるという状況だというふうに思っております。

川上委員

教育長からのお話だったんですが、穎田と穂波は呼び名が変わったわけではないんですよ。法の適用を受けたわけですよ。だから、18年の3月26日以降はですね、教育委員会は先頭切ってね、この穎田と穂波の図書館の充実のために頑張らないといけなかったわけですよ。そのための財源はなかったかという、あったわけじゃないですか。穎田だけでも年間4,450,000ぐらいの数といいますからね。4年間で20,000,000でしょう。穂波は90,000,000ぐらいになるでしょ。1億を超える金がね、この4年間に穎田と穂波の充実のために使われてよかったはずですよ。しかし、一部の経費を除いては、ほとんど使ってないでしょう。だから、ざっと計算しても1億ぐらいの金がね、使われていない。鯉田工業団地にいったかどうか分かりませんよ。それはね、4年間、教育委員会がいろんなことを口実にして、穎田と穂波の、図書館機能の充実に対する金は貰っておきながら責任を放棄して、水準が低いからだとかね、もともとその図書室だったんだからということで、指定管理にもしないでということ、もう切り捨てていこうということやったんですね。だから、あなた方としてはね、そういう発想で指定管理者制度導入の時にもうそういう考えでおったということが分かった。指定管理者と相談したんじゃないんですか。5館あるんだけど、3館だけでいいよと。あと2つも一緒にやってみてくれないかとそういう相談してないですか。

生涯学習課長

相談といいますか、一体的な運営にご協力いただくようお願いしています。

川上委員

課長、今の答弁は、指定管理者導入のときに5館を全部持ってくれという話をしたかということ聞いたんだけど、そうということですか。教育長が手を挙げているんだから。あなたその時おらんかったから、わかりにくいでしょう。知らない話なんだから、教育長しか知らない話なんですよ、ここでは。だから教育長に聞いてるじゃないですか。5館もってもらえないのかということで、相談をしてないかと。

教育長

最初から、指定管理の時に5館を一緒についていう話はありません。ただ、システムの5館を共同で本が貸し出しができるようなシステムをつくり上げてきましたので、その中では例えば市の指定管理している図書館であっても、穂波であっても穎田であっても自由に本の貸し出しが、それぞれのところで出来るわけですから、そういうシステム的なものについては当然指定管理の方のお話はやっております。最初から5館を指定管理にするかどうかということについては、最初から3館をベースに指定管理をお願いしていったという経緯があります。

川上委員

そうです。だから市はそういうことなんですよ。最初から2館は切り捨てていったわけですよ。なぜかという、もともと図書室じゃないかと、合併時に図書館だったところでいいということで、指定管理には話をしてる。ところが、指定管理者の方はこの際5館でやってみましょうと、その案を出してないですか。

生涯学習課長

そういう案は、出しておりません。

教育長

特に相談があったということでなくて、可能性があるかどうかとか、そういうことについては、この穂波の図書館なんかを検討する中で、どこまでできるかとかそういう話は当然のことながらいろいろやったりしてますけども、最終的にはやっぱりうちの方の考え方、態度だということに思っております。

川上委員

そうするとですね、教育委員会の責任はもう三重ぐらいに重いですね。指定管理が、会社の方が大体3館で手いっぱいだと、4館も5館もできませんと言ったわけじゃなくて、教育委員会の側から瀬田と穂波は最初から外して相談しとるということですね。

教育長

指定管理とは、契約するわけですから、初めから5館において契約じゃなくて、3館において契約をしていったという経緯があります。当然それにはお金も伴うわけでございますので、契約以上のことをやるということになれば、別の話になってきますので現時点では3館と契約してるということでございますから、それ以上のことについてお話があってないということです。

川上委員

それはわかったんです。だから責任が重いと言ったんです。あなたの方から瀬田と穂波は切り捨てるといって提案しておったということなんですね。それで、少し考えてみてもらいたいと思うのは、先ほど教育長は呼び名が変わったと言われたんだけど、そういうことじゃないでしょう。合併状況なんですよ。合併の時の、1市4町対等合併でしょう。そのときの条件なんですよ、これは。穂波の図書室は図書館にします。瀬田の図書室も図書館にしますということで合併したんじゃないですか。この合併条件を、協定事項でしょう、三、四年たったら元に戻しますというふうに協定項目に書いてますか。

教育長

合併条件の中に入ってたと思うんですが、先ほどから図書館の機能、法に基づく図書館とはということいろいろ一条、二条、三条という話がありました。蔵書をもって、それを貸し出しをすとか情報提供すとか、そういう機能は図書室の場合も同じように持っていたと思います。ただ、その合併のときに、図書館にするときに、図書館法で言うならば、館長を置いて図書司書職員を置くという形になってるところが、やはり館長を置くところまで、公民館図書室、それから穂波の郷土資料館図書室のときに、そういう専門性のある館長を置いてなかったもんですから、ちょっとそういうふうな私表現をしたんですけれども、そういう不十分さが残ったまま図書館になって来たんで、その弱さはあったかなというように思っております。

川上委員

だから、弱さがあったんですよ。でも、他のことについていえば、お金がないからという言い訳がたった。いろいろ言い訳をしてきたでしょう。瀬田と庄内の市立幼稚園の通園バスの有料化でもお金がないからと、こんなひどいことをお金がないからということで押し切ってきたんですね。行財政改革というならば、もっと風格のあるやり方をやれという指摘が本会議でもあったじゃないですか。しかし、図書館の場合は違う。お金は今ざっと計算しても1億くらいの金が地方交付税の中に措置されとるわけでしょう。しかしやらなかった。ここに、あなた方が瀬田図書館廃止とともに地域住民に対する責任放棄があるということが表れておると思うわけです。私は、瀬田図書館廃止はいろいろ言うけれども、穂波の図書館廃止にもつながっていきかねないし、それから残る3館を含めて、全体として本市の図書館行政水準を引き下げたり切り捨てていくということにもなりかねないと思うので、どうしても納得がいかないわけです。この際、この議案を撤回したしてもらいたいと思うんですが、どうですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:10

再 開 11:11

委員会を再開いたします。ほかに質疑ありませんか。

安藤委員

今、川上委員の方からいろいろと質問もございましたし、ご意見も述べられておりますけれ

ども、私も旧穎田町出身なんですけれども、そのときに住民の皆さんから何言われるかというと、サービスっていうか、いろんなものが切り捨てられていってるじゃないかというようなお話をよく受けたりします。そのときに、そんなことはないんですよという部分で否定もさせていただくんですけれども、その部分の1つがこの図書館という部分もそうなんですよね。その中で、先ほどからサービスの低下はありませんよという話がありますけれども、図書費が減額になるってことは十分サービスの低下につながっていくんじゃないかなと。そこら辺で、仕組みとしては全く変わりませんよと、殆ど変わらない仕組みなんですけども、その中で、なぜ図書費を減額しなければならないのか、その点お聞かせください。

生涯学習課長

図書費の減額につきましては、他の公民館図書室と同等規模ということで、他の公民館図書室の図書費と同額という形になります。ただし、そのために本の貸し出しシステムを残すことによって、図書の購入冊数が減るんですが、お求めになる本については他の図書館から取り寄せて借りるシステムを残しておりますので、いくらカバーできるんじゃないかなというふうに思っております。

安藤委員

そこですね。それで公民館図書室の規模に合わせる。他のバランスをとるみたいな言い方なんですけれども、このあいだ鎮西の図書室、公民館図書室ですか、そちらを見させてもらったんですけれども、やっぱり借りれるような状況じゃないっていうか、やっぱり本当にここに本を借りに来ようかなというふうになかなかないんですよ。恐れとして、穎田もそういった方向になっていくんじゃないかなと、そういうのが図書費の減額というふうなことも思うんですけれども、ある部分今条例を変えて図書館を図書室に変えようとされてるわけなんですけれども、そういう部分でも最低限図書費の減額っていう部分だけは抑えていただいて、そうすると住民にとって見ればサービスの低下というふうにはつながっていないというふうに私は思ったりするんですけれども、その点再考はできないんです。

生涯学習課長

公民館図書室との整合性もございますので、同じような金額というふうにしかならないと思っております。

安藤委員

それが本当にサービス、先ほどからサービスの低下にはつながらないっていう言い方を随分されてますけれども、やっぱりサービスの低下につながるわけですよね、十分な。だからそれを、例えば公民館図書室になりましたから、それに合わせなきゃいけませんよというのは、それちょっとおかしいと私は思いますけれど、どうでしょう。

生涯学習課長

先ほども言いましたように、図書費の減額については図書の貸し出しシステムをご利用いただいて、それを補ってというような形をとらせていただいておりますので、ご理解をお願いしたと思っております。

安藤委員

そこらへんが、本当になかなか理解できないところなんですけど、例えば先ほどもお話ありましたけれども、各公民館の中には図書室というのがございますけれども、穎田はたまたまといいますか、今回図書室だったものが図書館になったというおかげで、そういった検索システムが使えるようになりましたというところがありますけれども、当然このサービスというのは他にも広めていく必要性もあるんじゃないのかなと。結局ですね、何が言いたいかといいますと、図書館やっぱり他にも館がいろいろありますから、そこに行けばいいじゃないかという話もありますけれども、やっぱりそこに行けない方たちにとってみれば、その図書室の充実というのはやっぱり重要なポイントになるわけですから、ぜひとも他のサービスは同じというサービ

スの維持を図っていくっていうところであれば、図書費の減額についてはもう1回再考する必要があるんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

生涯学習部長

現在の各旧飯塚地区の8公民館においては、図書室ということで利用がっておりますが、穎田の図書館から図書室になりましても、穎田図書館における利用者というのは、いわゆるリクエスト検索をシステム的に見られて、それから本を利用される。本を利用されてるのは、どこの本を利用されておるかという、飯塚図書館とかそれに筑穂図書館、庄内図書館とか、そういうところの蔵書を見られて、お借りされてる方が多いと聞いておりますので、そういうことから現在のシステムは有効に利用されてると、ですからそういうところの費用も含めて先ほど課長が言いましたような公民館から図書室になる中での費用で十分まかなえるんじゃないかと考えております。

安藤委員

図書費の購入を減額する理由というのが、どうもいま一歩わからない。それはただ単純に他の公民館図書室との整合性を図るためと、それってちょっと違うんじゃないかなと。そしたら図書室に変わったら、じゃあ図書費を減額しなきゃいけないんですか。それはもうそのまま維持できるということにはつながってきませんか。サービスという部分は分かりますよ。そういう検索システムができて他からも借りられるというのは分かりますけれども、単純にそこで図書室になりましたから、じゃあ図書費を減額します、その理由がその整合性を図るため。それ納得できますかね。もう一度答弁をお願いします。

生涯学習部長

先ほどから答弁しておりますように、これの図書館から図書室にするということの1つの経費の削減もございます。そして先ほど課長が答弁しましたように、公民館における図書室という位置づけがございますので、そここのところの同じ取り扱いに考えるべきだと思っております。

委員長

他に質疑はありませんか。

原田委員

川上委員から安藤委員、かなり多くの疑義が出ておりますけども、私、市民サイドという立場からちょっとひとこと言わせていただきます。ここの資料で利用者聞き取り調査というのが出ております。これを年代別にちょっと並べかえてみるともっとおもしろかったというか、興味深い点が出てきたんではなからうかと思うんですけども、80代の方が仕方ないと、70代の方も残念だが仕方ないと、60代が主な意見のです、あまり変わらないのであれば仕方ない、仕方ないんですよ、これ。分かりましたじゃないんです。それで、逆に20代、30代で見えますと、せっかく図書館になったのにと、でもあまり変わらないのであれば仕方ないとか、でも図書館は絶対に必要だと。あまり変わらないのになぜ廃止しなければならないんだと。図書室に変わっても今安藤委員が言われたように、図書購入費は減らさないでほしいという20代の意見が載ってるじゃないですか。しかしながらこれは20名しか載ってない調査数というのは、その中でもこれだけのものが出てるわけですよ、結果として。これ市民の声じゃないんですか。そうでしょ。あなた方は基本的な考え方が、利用者が少ないから閉鎖しますとか、規模を縮小しますと言うんです。事あるごとに文化都市、学園都市とおっしゃる。少ないから閉鎖、縮小じゃなくてですね、あなた方が文化都市、学園都市というんだったら、いかに増やすかというのが先決でしょう。この点をどのように考えてあるんですか。お尋ねします。

生涯学習課長

まず利用者増につきましては、合併していろいろなシステム、先ほども言いましたように他の図書館の検索システム、他の図書館の蔵書が見られる検索システムとか、総合貸出のシステムとか、そういうことを入れまして、できるだけ利用者に、利用者が使いやすいような形で行

ってきました。ただ颯田図書館の場合は施設の規模がかなり小さく、43㎡ぐらいしかございませんので、どうしても蔵書する本にも数にも限りがございますので、そういうところで利用者の伸びにはあまりつながらないというか、率的には30%、40%という数字が出てるんですけど、人数的には年間で300人ぐらいしか増えておりません。また平成20年度、21年度につきましては若干減ってきたんですが、逆に他の図書館を利用されるケースが増えてきている状況にもなっております。図書館全体としては利用者増にはなっております。

原田委員

今、課長答弁では、部屋が小さいからと。要するに収納に限りがあるというようなご答弁だったと思うんですね、冒頭の部分。であればもっと広くして、活発な図書館にしていけばいいじゃないですか。そういう考えはないんですか。お尋ねします。

生涯学習部長

これからの、そういった施設のあり方というものは施設が多ければよいという考えは持っておりません。その中でやはり、先ほどからずっとお話ししておりますように、図書システムとかインターネットとか、そういったところの情報をうまく利用したところの利用が図られるべきだと考えております。

原田委員

今インターネットなんていう言葉がありましたけどね、この中で仕方ないってあきらめる方、60代、70代、80の方がですよ、インターネットをされてるとお思いですか。ちょっとこれだけご答弁ください。

生涯学習部長

先ほどインターネットとかそういうことの利用は難しいかと思いますが、颯田図書館に行けば検索システムがありますので、そういったところで十分、インターネットについては人によっては使っている方と使っていない方とありますが、今後はそういったところの利用も増えてくると思っております。

原田委員

部長、実情をよく考えておっしゃってくださいよ。80代、70代の方、決して私年寄りだからという意味で言ってるんじゃないんですが、どうしても利用が少ないんですよ。インターネットなんて誰が見てるんですか。うちの町内会なんてインターネット見てる年配者ほとんどいらっしやらないですよ。そういうのも分かってるじゃないですか。じゃあ部長、ネット詳しいんですか。あまり詳しくない感じじゃないんですけど、失礼ながら。そういうことですよ。これが60、70、80の方がやるわけじゃないんですか。それをネットとかそういう手段もありますよって言ったって。私は無理があると思うんです。そういう乱暴な答弁はないでしょう。だから私が先ほどから聞いてる根底にあるのは、文化都市とか学園都市とか、いいですか、子どもの将来を考えてなんていう言葉が出るのであれば、20代、30代の若い世代が望んでるじゃないですか。たった20人のアンケートの中でも。購入費を縮小するということは、本を買わないということですよ、これ。どこに充実できるんですか。もっと丁寧なご答弁ください。

生涯学習部長

先ほどからるる答弁しておりますように、一番大事なのは住民サービスが低下しないということが一番大事だと思っております。その中でやはり颯田図書館においてそういうものが大きくサービス低下になるものがあるかということに関して、先ほど資料にありますように、メリットもありますしデメリットもございます。ですから、利用者が颯田公民館に来たときにサービスが低下したかということに対して、どういうふうに感じるかということが一番大きな問題と思っております。しかし私は先ほどから図書館から図書室に変わることによってもサービスの低下は大きく変わらないというふうに考えております。

委員長

他に質疑はありませんか。

原田委員

サービスの低下とは思わないというのは、この時点でちょっと普通感覚じゃないですよ、生涯学習部長。図書費が500,000円から100,000円になった。これでもサービスの低下はない、蔵書の増加は期待できない。これで充実するには検索システム。この中に検索システムで選んでですよ、では本のタイトルを知っておかないとだめなんですよ、これ。行って、さあどの本読みたいかと、あなた本屋に行って本を探すことありませんか、どの本がおもしろそうかなって。もう最初からこの本を買うんだって、本屋に行く人いないんですよ。私は少なくともそう思います。何か本を読みたい、行って何か楽しそうなのはないかと、そこで選ぶんじゃないんですか。最初から目的をもって、さあ何を買いましょうと、テレビで「坂の上の雲」やってるから「坂の上」買いに行くんだという方いらっしゃるかもしれない。「不毛地帯」買いに行こうという方いらっしゃるかもしれない。でも普通はそうじゃないんですよ。何か読みたいかと。そうじゃないですか。検索システムと言うけど、そこに十分間に合いますのは私、理論的に無理があると思います。それからこの意見の中で1つこうあるんですけど、他館でも資料が返却されたができなくなるのは困る、図書費の減り方には驚いたということは、他館で借りて頼田の図書館に今まで返しとけば大丈夫だったのが、借りた所まで持っていかなくちゃいけないってことでしょ。これサービスの低下じゃないんですか。

生涯学習課長

そういう面では一部不便をかけることがございます。他に質疑はありませんか。

瀬戸委員

2点だけちょっとお尋ねいたします。図書館に関しては合併協定で図書館、対等合併で図書館にしたと。大体ね、行革の対象として良いものと悪いものがあると思うんですよ。反対に合併するときはサービスは高く負担は軽くということが合い言葉で、皆さん市民に訴えてきたわけですよ。図書館を充実していく方向をなぜ今言われたように考えてこなかったか。場所が狭ければ広くする。頼田地区に対して非常に失礼だと、市民の方に、頼田地区のですね。私はそう思ってます。これは今からまた協議を、いろいろ論議をしていかななくちゃいけないところでしょうが、今の利用者検索用端末機、OPACですか。これは他の図書室には入ってるんですか。

生涯学習課長

他の公民館図書室には設置されておられません。

瀬戸委員

それはどういう理由でですか。

生涯学習課長

頼田図書館においてはご存じのとおり図書館になった時点でその両システムを設置しておりますが、図書館から図書室に変わることによりサービスの低下を招かないということでそのまま残すようにしております。これに関しては新たな費用が増えることもございませんので、そのままという形で。ただ他の図書室においては今からの頼田図書室のいろんな状況を見ながら今後考えていくような形になるというふうに思っております。図書室へ移行できるのかどうか分かりませんが、図書館のほうになるのか。図書室であればね、同じ図書室であれば、他地区の図書室にも同じシステムを入れないと、これは市民として平等じゃないんじゃないですか、サービスとして。それは指摘しておきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

江口委員

この図書館を図書室にするというのにあたり、教育委員の中でどのような論議があったのか、その点をお聞かせいただけますか。

生涯学習課長

第一次実施計画はできた時点で、ご報告したなかで穎田図書館の廃止並びに穂波図書館のあり方について検討するという報告をさせていただきました。特段ご質問等ございませんでしたので、協議は行っておりません。

江口委員

それでは、1点事実確認をしたいと思います。昨年12月に全会一致で採択をした図書館サービスの平準化と向上求める請願、こちらについては教育委員さんにきちんとお知らせしておられます。

生涯学習課長

請願についてご報告をしております。

委員長

他に質疑はありませんか。

原田委員

ただいままでの答弁をお聞きしておりましたら、非常に不明瞭であります。明確な、なるほどというものが、私には全く感じられない。これは、もう少しきちんとした議案審査をする必要があるかと思えます。よって継続審査を委員長の方でお取り計らいをお願いしたいと思います。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:34

再 開 11:48

委員会を再開いたします。ただいま原田委員から本案については継続審査としてほしい旨の申し出がありましたのでお諮りいたします。「議案第137号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」については継続審査とすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は継続審査とすることに決定いたしました。次に、「議案第138号 飯塚市立関の山いこいの森条例を廃止する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

中央公民館長

議案第138号 飯塚市関の山いこいの森条例を廃止する条例につきまして補足説明いたします。議案書の35ページをお願いいたします。飯塚市関の山いこいの森につきましては、平成6年にふるさと創生事業の一環として建設されたものでありますが、これまで平成13年度、15年度に災害復旧工事、平成17年度18年度に県の治山事業による予防治山事業を行うなど、風水被害による休止の時期が多く、今後におきましても利用者の安全面での課題があると共に大幅な利用者増は見込めないというところから総合的に勘案したなかで、公共施設等のあり方に関する第1次実施計画に基づきまして21年度末で廃止するものでございます。なお廃止後の跡地等の利活用につきましては地元住民や関係団体等と十二分に協議を行いながら21年度末までに決定することといたしております。以上簡単であります但し補足説明を終わります。

委員長

説明は終わりましたので質疑を許します。質疑ありませんか。

原田委員

この廃止をする条例については、いままで質疑してまいりましたが、まとめということ

で言わせていただきます。まず風水被害ということでございますけれども、もともとこれは関の山いこいの森ログハウス等でキャンプができるように施設ができたわけでありまして。一部被害が出ました。1メートル幅ぐらいだったでしょうか、1メートル弱くらいかな、そのくらいがちょっと壊れたんです。そこで、本来言えば単費で修復しなきゃいけない。ところが、予算が無いってのは悲しいもんでですね、お金があれば自分でやるんですけどもそれができない、だから何か補助事業はないかって探し出したのが危険区域ということだったんです。教育施設というか、そういったものに使うのにあることか、そういった補助事業でやってしまった。まさか将来合併するなんてことは、考えてなかったんですね。合併しましたら、危険区域になってるじゃないかと、こういったことになってしまったわけですよ。それで、大元の今提案者が言われましたこと理由づけの1つに、風水被害が非常に云々ということがありました、危険区域ってことも言われておりました。ところが実際内容がそういったことで、わざわざ指定していただいて補助事業をいただいたということなんです。ですから、合併しなければそのまま何の影響もなく使ってたでしようけどね。ただこうなってくると、危険区域じゃないかということになるわけですよ。くどく言うようですが。そして、利用者増が望めないというふうにおっしゃいました。これも私は、生活体験学校を引き合いに出して説明を求めたわけですが、生活体験学校においては教育委員会生涯学習部におきましてもいろんな小学校にも伝達をしていただきまして、宣伝といたしますか、そういった活動をいただきました。現在いろんな小学校がチャレンジ学習ということで、土曜日1泊しております。5つ6つのいろんな違う小学校の生徒がやってる、これはやっぱり合併効果が出てるなと思うんですよ。非常にいいことだろうと。ところが、そんなふうによく宣伝活動をやれば利用が望めるのに、やっていないという事実が今までの質疑で明らかになっております。どういうふうな宣伝をやりましたかという質疑に対して、チラシを配っております。どこに配ってるんですかと、幸袋地区にしても二瀬地区にしても飯塚市内はよく知りませんと、庄内地区に配っております。庄内地区は配らなくても知ってるんですよ。いわゆる宣伝活動をきちんとやってないということなんです。そしてネットには載せてますと、先ほどと同じですよ。ネット見てるのが何人いらっしゃるかと、市のホームページ、これ市のホームページ確かカウンターありませんよね、1日何人見てるかというのが分からないようになってるんです。話はちょっとずれますけど、絶対にお付けになったほうがいいですよ。どのくらい実際見られているのかというのは。そういうことで、宣伝活動なしに利用者増が望めないっていうのは、私はこれもまた疑義があるところであります。以前旧庄内町時代では、やはり子ども会中心にということで、子ども会優先的にさせてたんですね。その後一般の方に応募を認めておったという経緯がございます。ところが、合併いたしましていきなりオープンになってしまいました。子ども会もよく知らなかったというのが実情じゃないかと思えます。いろんなところから私の方にも問い合わせ等が来ておりますけども、知らなかったと、どういった所か初めて行ってみますけど、あんな立派な施設を壊すんですかというのが大方の意見であります。それから第3点に、住民と協議を重ねると、先ず条例廃止ありきで説明があってるわけですよ。先月初めて住民会議なるものが開催されましたですね。こういった問題については、何度も協議を重ねていただきたいという意見が出ました。これについて、どのようにお考えですか。

中央公民館長

地元との協議ということでございますが、地元との協議につきましては庄内公民館の運営審議会というのがございますが、これにつきましては各社会教育団体の代表の方、あるいは自治会長の代表の方等が委員になってありますが、その中でこの公の施設の基本方針出ましたあとに平成20年には基本方針の説明なりご意見ご要望をお伺いしております。それから素案が出てました折にも、直近の公民館運営審議会に図ってご意見ご要望をいただいております。それから第1次実施計画が21年の2月に生まれて、その翌月の3月にまた公民館運営審議会を開

いて、ここでもご説明を申し上げまして、大方のご理解をいただいたということで考えております。それと先月でございますけども、11月4日の日にそういう社会教育関係団体を拡大いたしまして、その他の市民活動団体の代表の方もお招きをいたしまして意見交換会を開催したところでございます。その内容につきましては、賛否両論はございましたけども、委員ご指摘のように条例廃止がありきじゃないかということでございますけども、この条例の廃止というのは実施計画で定めておりますこととございましたので、それのご理解を賜ることと、それから跡地の利活用につきましては十分に意見を拝聴した中で決めていきたいということで終わっております。今後、跡地の利活用につきましてあと3カ月余りございますけども、その中で十二分な協議を行ってまいりたいと考えております。

原田委員

今20年度、それから素案計画のときには公民館の審議会でされたということであります。それはどういったメンバーで、何人くらいいらしたんですか、どういう立場のお方ですか。

中央公民館長

公民館運営審議会でございますが、委員構成といたしましては自治会長会、子ども会指導者連絡協議会、婦人会、体育振興会、文化協会等の代表を8名で組織いたしております。

原田委員

8名には趣旨説明等を行われたということですね。先月初めてかなりおみえになってありましたね、私も出席しましたけども、20人くらいいらっしやっただんじゃないかと思えます。20団体ですね。初めて行ってみれば、住民の意見を尊重していただいた会議やないかなと、私はそのように考えておるんです。そこです、今課長が言われましたように、廃止ありきの議論をするのはおかしいんじゃないかという意見出てたじゃないですか。だからこういったものを積み重ねて行って、我々を納得させてくれという意見が出てたじゃないですか。そのことについてどうお考えですか。

中央公民館長

繰り返しになりますけども、実施計画の策定が本年の2月ということでございまして、それにつきましてはその翌月の3月に運営審議会を開きまして、説明なり、意見交換を行っております。公民館事業、あるいは公民館が所管いたします施設につきましても、公民館運営審議会委員の方で意見を賜ったり、意見交換を行って、公民館長の諮問機関という位置づけもございますので、そういう位置づけの会議の中で説明は十分させていただいております。その中で、条例廃止というのは初めて聞いたということでございますけども、住民の皆さまについては公民館運営審議会での審議によりまして、ある程度のご了承を得たものということで検討を進めさせていただいておったところでございます。それで、ちょっと時期は遅くなりましたけども、11月4日の日に拡大いたしましたところで、改めてご説明申し上げたということでございます。

原田委員

非常に、といたかいわゆる公民館審議委員ですか、7名といたか8名といたか、7、8名の方だけは説明があったと。初めての説明が先月なんです、行ってみればですね。住民が行ってるじゃないですか。何で廃止ありきで物事を進めるんですかと、私が言ったわけじゃないですよ。きちっと会を、こういったものを重ねて行って初めて納得していただいてというのが筋じゃないかと思うんです。計画があったからって、計画があるからやらなきゃいけないというけど、その計画のときに先月行われたああいった協議会を持って大方の団体がなるほどと納得したのであればここまで問題にはならないんですよ。なるほどと。しかし先月あった所でもあなた方が第1点で言っている風水害被害と。どこが危ないんだということをおっしゃってたじゃないですか。地元の赤松区の方ですよ。どこが危ないんですかと、このようにおっしゃった、行政の都合でやったんでしょと。今度はそれを逆手に取って、逆手に取ってと言

ったら言い方悪いんですが、危険区じゃないですかと。予算がないから貧乏はできんということですよ、言ってみれば。それを、そういった住民との協議をしっかりと重ねない上でこの廃止を真っ先に持ってくるというのは、私はいかがなものかと思うんです。それからこの理由についても、福岡とか北九州いろんなところが引き合いがあって、待ちの状態がかなり多かったんですよ。合併してから利用状況がおかしくなったんです。これについてはどのようにお考えですか。

中央公民館長

本施設の利用につきましては市内よりも市外の利用のほうが多うございます。先ほど委員もご指摘のように、できた当初につきましては教育施設という位置づけで子ども会等々の10割減免の団体の施設であったと聞いております。その後施設を拡充いたしましたところ、一般の利用が増えたということでございます。そういうことで利用者につきましては横ばいもしくは下降をたどっておりまして。これにつきましてはPRが足りないのではないかとということでございますので、先日来からのご指摘に沿いましてPRの充実を図ってまいったところでございます。庄内地区だけということも議員がおっしゃいますけども、飯塚市内の12地区公民館、あるいは22小学校、12中学校あるいは4支所等にチラシを置かせていただいてPRを図ったところでございます。それと飯塚市には、同類のキャンプ場につきましては旧筑穂のサンビレッジ茜もございまして、旧穂波には不便の家といいますが、青少年野営訓練所というのがございます。同類のキャンプ場施設がございます。また近隣にも嘉麻市、桂川町、宮若市に同類の施設が、規模的には3、4倍の規模のキャンプ場を近隣に有しておるというようなことから、今回苦渋の選択ではございますが、この庄内のいこいの森を廃止いたしまして、いったん廃止するということでございますが、その後の利活用についてはまだ決定はいたしておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

原田委員

PRで盛んに先ほどから、チラシチラシとおっしゃってますけども、これ子ども会とか主にやるんですよ。公民館とか学校とかにチラシを置いて、誰が持って帰るんですか。子ども会とか協議会とかそういう団体にきちっと宣伝するのが一番の近道じゃないんですか。それから市内よりも市外が多いと言いますが、飯塚そういうことで旧飯塚地区、庄内町以外の所にPRをやってないからですよ。いまだにこれ旧庄内地区と市街ということになっておるんです。そうじゃないんですか。議事録、委員会議事録をちゃんと見てください。どこにチラシを置いてきちんとやりましたかという私の答弁に対しまして課長がですね、庄内地区に置いておらずとご答弁されたんです。それを見てください。私、記憶にありますから。それで飯塚にやらなきゃいけないでしょということと言ったんですよ。庄内地区はそんなものをみんな知ってますよと。記憶がありますから調べていただきたいと思います。それから、例えばこの条例が廃止になった場合管理はどうなるんですか。お尋ねをいたします。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:08

再 開 13:02

委員会を再開いたします。

中央公民館長

条例廃止後の管理体制ということでございますが、条例廃止後ですね、跡地の利活用につきまして3月末までに決定すれば、その方向で管理体制は定まるとは思いますが、それまでに決定しない場合は、市の直営となるかと思っております。

瀬戸委員

先ほど、答弁をお聞きすると、初めての町民会議で、先日行われたと。もう少しですね、

地元の意見を尊重していただき、もっと掘り下げて、地元との話し合いを重ねていただいて、そしてまた、地元住民や利用者等に、十分に広く調査をされて、意見等を把握していただくことを要望したいので、委員長、継続審査として取り計らいをいただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

川上委員

先ほど継続審査になった137号についてもそうですけれども、関の山いこいの森についても、廃止するというのに理由が明確じゃないんですよ。これについては2点言われたんですね。利用者の安全が確保できないとか、利用が伸びないだとか、先にいろいろ質問も指摘もあっておるんですが、あなた方が言わない理由を言わないといけないと思うんですよ。でないと、本場の審議ができないでしょ。つまり、これは公共施設等のあり方の実施結計画からきてるわけでしょ。その前には、行財政改革があるじゃないですか、齊藤市長の。だから、お金のことを何にも言わないで、廃止理由を言われても納得いかないと。それが言えない状況になったから、そうっておるといふ面もあるかもしれないけど、財政事情からの理由を言って下さい。

財務部長

この公の施設のあり方に関する見直し全体でございますが、この見直しにつきましては、平成20年3月、これに公共施設等のあり方に関する基本方針、これをもとに現実施計画を策定して、その一環としてこういう条例の提案をさせていただいております。公共施設のあり方につきましては、質問委員申されますように、行財政改革の一環として、その中で、公共施設のあり方ということを見直していくということでさせていただいております。その中の基本方針を定めまして、この実施計画につながってきておりますので、今、質問委員言われますように、財政的に非常に厳しい中で、それぞれの自治体で抱えてきた公共施設をこのまま維持することができないということで、効率的に運用していこうということと重複する施設につきましては、統廃合をさせていただくということで、提案させていただいているわけでございます。

川上委員

その重複をしている施設を2番目に言われてたんですが、それも経済的効果のことからだけの判断なんでしょう。ですからね、あなた方の言う財政縮減効果というところに着目して、少し聞きたいと思います。この間、当委員会でも何度かお聞きしてきているところではあるんですが、今度の廃止によって、幾らお金を浮かそうとおしているのかをお尋ねします。

中央公民館長

今回、関の山の憩いの森につきましては、毎年年間約6,000,000円の支出がございます。使用料収入につきましては約1,000,000円でございますので、年間約5,000,000円の財政効果を見込んでおります。

川上委員

だからもう、2、3年これ議論してるわけですから、先ほども指摘があったように、この5,000,000なら5,000,000でいいんだけど、これどう考えるかという議論をしてきたはずなんですよ。考え方としては、5,000,000円の赤字があるからこれをどう埋めるかというような発想もあるかもしれないし、この5,000,000円が社会教育施設なんだから当たり前じゃないかと、このくらい出すのは。そういう考え方もしてきておるはずですよ。あなた方は、その辺の議論についてはどういう検討してきたのかね、伺いたいと思います。

中央公民館長

先ほども答弁申し上げましたが、市内におきまして類似のキャンプ場施設につきましては、市内に2つございます。また、近隣市町村にもそれぞれ規模的にいこいの森を上回る規模のキャンプ場を備えておりますので、そういうことから考えまして、総合的にここにつきましては、ログキャビン3棟ということでございますので、ご理解よろしく願いいたします。

川上委員

今のお話は、ここでなくても社会教育の施設はあるので、5,000,000という金はもう出さねえという議論をしましたということですかね。どこでしたか。

中央公民館長

当然、課内の公有財産のワーキンググループも作っておりますし、また、行革が作っております検討委員会、ワーキング等でもそういうお話はいたしております。

川上委員

市民とどうい話をしたかということだと思ふんですよ。市民がね、サンビレッジ茜に行く方法があるからね、大丈夫と。八木山もユースホステルがあるから大丈夫というように言って、市の財政が厳しいから5,000,000の金を出すまいという判断をしたんだったらね、考えようもあるじゃないですか。市民からそういう声が多数寄せられるということがありましたか。

中央公民館長

公民館運審の中では、そういう説明も加味しながらご説明は申し上げておりますが、特段反対の多い意見はなかったということでございます。しかしながら、せっかくあるものを何で廃止するのかという意見もございました。また、先日行いました市民活動団体の代表者会議におきましてせっかくあるものを勿体ないじゃないかという意見、あるいは、廃止後は、撤去して原型に戻すべきじゃないかと、そうしないと不良の巣になると、いろんな意見も賛否両論あったかとは思っております。

川上委員

市長ともこの話はしたことあると思ふんですけど、従って、後処理のことまで考えると廃止しても財政的に何にもプラスにはならないというのは大体はっきりしているでしょ。サンビレッジ茜に持って行く話とかは当初はあったような話でしたけど、これももう、そんなのはもうかえってお金かかるということにも話もしたでしょ。だから、現実的に財政削減効果につながらないし、しかも、市民の感情からいってね、特に、庄内の住民の皆さんの感情からいってもね、例えば、鯉田工業団地にはね、こういう経済危機のときに、こんなに打ち込んで、そして、庄内ですからね、例えば岩崎浄水場事件でこれだけの問題が起こって、お金返還を要求しようと、住民監査請求まで起こっているのにね、飯塚市は、市長は、お金下さいと言わないと、裁判になっているくらいでしょ。だから、そうしたことを繰り返しているのにね、5,000,000のお金とか、幾らのお金とかいうのもね、住民感情からいっても成り立たないですよ。こういうものをね、なぜあなた方が繰り返し、繰り返し議会に審議求めてきてね、今度は議案まで出してきたわけだけど、そういうこと何故するのかと思ふんです。齊藤市長は、子どもの問題とか、子育ての問題とか、教育の問題充実するんだと、ずーっと言われてきているわけです。そうであれば、これほど立派な施設があるわけですから、先ほどもありましたけど、子どもたちの思い出とか、記憶とか、これからの人生を生き抜く力だとかね、使うのに絶好の施設なんですから、私は、その利用料を大幅に引き下げてでも利用料金のこともあるけど、利用者数を伸ばしていくというのが鍵だと思ふんです。いろいろ検討された中で、利用料を引き下げて、利用者数を伸ばすというのは検討されましたか。

中央公民館長

利用料金を下げるといふような議論はいたしてありません。

川上委員

そういうことも含めて、検討もしないで議案を出してきておるということについては納得がいかないんです。実際は、実は撤回要求したいと思うところなんだけども、継続審査の提案も出ておりますので、私の質問はここまでで。

安藤委員

年間5,000,000の財政効果というふうにおっしゃっておりますけれども、その中で、ここで19年度で使用料1,000,000入ってきておりますけれども、これは上げる仕組み、

それから、人件費、施設管理費でお金がかかっておりますけれど、それを下げる仕組みというのは検討されておりますか。

中央公民館長

現在のいこいの森の維持管理につきましては、最低限の支出予算で組んでおると、20年度と21年度を比べますと周辺の草刈り伐採等を日にちを減らして、多少の縮減は行っておりますが、これ以上の縮減を難しいかと思っております。しかしながら、開場期間をある程度限定した使用方法というものも課内の中では議論をした経過がございます。

安藤委員

もう少し知恵をですね、そこらへん出していくべきじゃないのかなと思ったりしております。私は1度関の山のほうに行かしてもらいましたが、どうも使い勝手が悪いんですね。ていうのが、随分前から予約しないと使えないという状況でして、周辺のキャンプ場とか見てみるとそこまで前から予約しなくてもとれたりとかいうパターンもありますんで、どちらかというところあのキャンプ場は閉ざされた感じ、もうなかなか入りづらいという、それも1つの要因じゃないかなというふうに思ってます。そこらへんをもう一回、もっと人が入りやすい、人が使いやすい、市民が使いやすい、そういった施設にするためにどうしたらいいかというのに頭を使っただきたいのと、先ほど期間を限定してっおっしゃってましたけども、当然それも使う時期というのはかなり限られた時期じゃないかなというふうに思っておりますんで、その管理費の部分でもまた知恵を出していただいたら、ひょっとしたら今5,000,000の財政効果、市からとってみれば、5,000,000とおっしゃってましたけれども、それはもう少し少ない額の部分で淘汰されて行くんじゃないのかなというふうにも思ってますんで、そこらへんの知恵をぜひもう一度、先ほど継続っていう話もありましたんで、そういう中で考えていただきたいなというふうに思います。要望です。

委員長

他に質疑はありませんか。

( 質疑なし )

暫時休憩いたします。

休憩 13:19

再開 13:20

委員会を再開いたします。瀬戸委員から本案については継続審査としてほしい旨の申し出がございましたので、お諮りいたします。「議案第138号 飯塚市立関の山いこいの森条例を廃止する条例」については、継続審査とすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は継続審査とすることに決定いたしました。次に「議案第139号 飯塚市歴史資料館条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

文化財保護課長

議案第139号飯塚市歴史資料館条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。議案書の36ページをお願いいたします。本条例の提案理由でございますが、飯塚市公共施設等のあり方に関する第一次実施計画に基づき、平成22年3月31日をもって飯塚市穂波郷土資料館を廃止するため、本案を提出するものでございます。飯塚市穂波郷土資料館を廃止するに至った経緯及び廃止後の活用等について簡単に説明いたします。まず、経緯については、飯塚市穂波郷土資料館は平成3年に設置され、直営で管理運営を行ってききましたが、1市4町の合併に伴い、文化財の保護と普及活動を効率的に進める観点から、展示活動を分散して実施するよりも、一箇所に統合して、歴史的展開を一つのものとして、本市の全体像を展示するほうが、利用者ニーズに応じた効果的、効率的な運営ができることから、施設を廃止し飯塚市歴史

資料館に統合するものです。廃止後は、穂波郷土資料館は1階の穂波図書館との複合施設であるため、2階部分のみ、文化財の収蔵庫として利用し、1階部分の整理作業室、会議室等は、これまでどおり、郷土研究団体等の活動の場所としての利用を継続して行います。改正内容について、新旧対照表にて説明いたします。38、39ページをお願いいたします。左側が改正案でございます。まず、第1条(設置)の中で、「歴史資料館」を「飯塚市歴史資料館(以下「資料館」という)」に改め、第2条(名称及び位置)の中で、穂波郷土資料館の部分を削除し、「資料館の位置は、飯塚市柏の森959番地1とする。」に改めます。以下、第3条(事業)、第4条(職員)、第5条(休館日)、第6条(開館時間)、第8条(観覧料)について、下線の部分について、穂波郷土資料館にかかるところの文言を削除し、飯塚市歴史資料館にあわせて、文言を修正しております。なお、この条例は、平成22年4月1日から施行いたします。以上、議案139号の補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

八児委員

再度確認をさせていただきます。穂波郷土歴史資料館については、地域の文化発信基地としての大きな役割をされており、そこで郷土歴史研究会の方がそこを拠点に文化発信基地として一生懸命頑張っておられます。その協議内容、またこういう廃止について、どういう意見があったのか、それをちょっと聞かさせていただきますか。

文化財保護課長

郷土研究会との打ち合わせは、2回ほどもちました。第1回目は、平成20年11月に実施いたしました。その中で意見としまして、市民は利用できないのか、穂波の住民が古文書講座のために飯塚に集まるのはちょっと無理があるのではないかと、こつこつした地域での活動ができないのではないかと、資料館の特化してはどうか、各地の学習の特徴がなくなる、地域根差した文化がなくなる、地域の文化を残すために各施設は残してほしい、後継者を育成する施設がなくなる、地域は地域で守り調査保存すべき、資料館は共同研究会が建設要望書を提出してできた施設だからなくならないようにしてほしいという意見でございました。第2回目の郷土史研究会との協議を21年11月にもちまして、第一次実施計画を配布しまして説明いたしました。その中では、旧4町の資料を収蔵するスペースがあるのか、飯塚市の古文書館として活用してほしい、文書の収集を行いたい、古文書講座を開催し市民に広げたい、2階は小学生の学習の場に使ってほしいというような要望が出ておりましたが、これにつきましては展示につきまして、飯塚市の歴史資料館のほうに統合して展示した方が全体的な飯塚市の歴史が小学生についても、市民の皆さんについても説明が効果的にできるということを再三にわたってご説明をいたしまして、大方のご理解をいただいているというふうに考えております。また、1階の会議室につきましては、郷土研究団体の活動の場所として従前のおり活動できる場所であり、また2階の収蔵庫につきましては、古文書を所蔵するということですので、研究団体の方が2階から古文書資料を取り出しまして、活動は十分できるということを説明いたしまして、大方の御理解をいただいているという状況でございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

佐藤委員

私も同じものを質問しようと思ったんですけども、研究会の方たちとの話し合いはわかりました。あとここを利用される方、歴史資料館を利用される方はどのような方がいらっしゃるのでしょうか。

文化財保護課長

この穂波郷土資料館の今まで利用されました周辺の小学校といたしましては、楽市小学校、

平恒小学校の生徒さんが利用されておりました。楽市小学校の先生、生徒さんに意見を伺いますと、できることなら残してほしいと、学校に非常に近いという点もあるので利用しやすいということでございました。そういうご要望もございましたが、1市4町合併いたしまして文化財の保護と普及といえますか、そういう観点もありますし、先ほど繰り返しになりますが、市内の小学校、中学校の生徒の皆さんにも全市統一的な歴史の学習をしていただきたいということをご説明いたしまして、理解を求めています。そういう状況でございます。

佐藤委員

多分、今平恒小学校、楽市小学校だけ言われたんですけども、穂波町内、旧穂波町ですね、町内の小学校はすべて行ってるんじゃないかと思うんですけども、その辺まだ説明もされてないと思うんですね。今私の娘がちょうど4年生で歴史の研究してるんですけども、飯塚市の歴史の研究してないんですよ。旧穂波町の最初は若菜小学校、地元が小学校の歴史を調べて、穂波町の歴史を今勉強してるんですよ。その辺が統合されても、そういう勉強ができるんでしょうか。私が思うのは、歴史資料館の方たちに聞けば、穂波町というのは穂波郡として大変古いすばらしいもんがあるって聞いているんですよ。それを一緒に統合して飯塚市の歴史としてできるかどうか、お答えください。

文化財保護課長

ご質問でございますが、穂波郡、嘉麻郡というふうに分かれているということでございますが、この地域の歴史的な展開を古代から近代まで統合的に説明する場合、やはり嘉穂盆地といえますか、飯塚市を今新市になりました飯塚市全体、あるいは嘉麻市を含めまして歴史と展開を説明するというのが非常に説明しやすいということでございますので、1市4町合併しておりますので全体の中で統合した形で歴史的な展示をやりたいと考えております。穂波の郷土資料館には、忠隈古墳から三角縁土鏡とか、あるいは小正からでました埴輪等がございますが、そういったものを飯塚の歴史資料館の中に持ってきてまして、飯塚市の立岩遺跡から古墳時代への歴史的な流れなんかをスムーズに説明できますので、より効果的だと思っております。また穂波の小学校には、楽市あるいは平恒しか説明に行っておりませんが、実は資料館の方には学芸員がいますので、そういった小学校から穂波の歴史について学習したいという要望がございましたら、出前授業等を実施いたしまして資料館の方から資料を何点か持参しまして郷土史の学習ができるような配慮もこれから考えていきたいというふうに考えております。

佐藤委員

わかったような、わからないような気がするんですけども、合併したから、合併した後の歴史は飯塚市の歴史としていいと思うんですよ。ただやっぱり旧穂波町、いろんな地区があってその歴史はきちんと僕は残して、そこから合併した後は飯塚市全体の歴史でいいと思うんです。その辺をきちんとできるんでしょうか。明確に答弁お願いいたします。

文化財保護課長

展示ですが、飯塚市の歴史資料館でいたしております展示につきましても、穂波の歴史がちゃんとわかるような展示は、展示計画の中で実施したいというふうに考えております。

佐藤委員

そうしなきゃいけないと思います。それとですね、図書館と一緒に施設になると思うんですね。その辺を3月まで図書館の行方が、旧穂波町の図書館の方向性は決まってない。それとの整合性とかはとりますか。また方向が変わったりしませんか。

文化財保護課長

本年度中に穂波図書館につきましては、方向性を出すということですから、整合性はとれます。私は一緒でもよかったんじゃないかなと思うんですよ。あの建物1つの方向性として、できたらそういうふうな形が私はいいと思ってます。

委員長

他に質疑はありませんか。

川上委員

穂波郷土資料館の最初建てる時の事業費はいくらでしたでしょうか。

文化財保護課長

いま手元に資料を用意しておりませんのでお答えできません。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:33

再開 13:34

委員会を再開いたします。

文化財保護課長

郷土資料館の部分と図書館を合わせまして229,954,000円でございます。

川上委員

現在郷土資料館としての、穂波郷土資料館としての維持管理にかかる費用はいくらになりますか。

文化財保護課長

本年度予算で4,349,000円でございます。

川上委員

人権費とその他わけるといくらずつになりますか。

文化財保護課長

平成20年度の人件費につきましては3,487,000でございます。

川上委員

じゃあ残る900,000円のは何にかかる費用ですか。

文化財保護課長

先ほどの維持管理費のみで人件費は入っておりません。人件費が3,487,000円でございますので、その3,487,000円と先ほどの4,349,000円を足したところになりますので、7,800,000円程度ということになります。

川上委員

そうすると4,340,000円のほうは人件費を除くところの、細かい話はいいいですけども、何に4,340,000円もかかっていますか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:37

再開 13:38

委員会を再開いたします。

文化財保護課長

先ほどちょっと数字について説明いたしましたが、ちょっと訂正をさせていただきます。平成20年度で支出の総計が10,285,000円でございます。そのうち人件費が3,487,000円、それから需用費ですね、消耗品等の需用費が2,884,000円になります。その他報償費といたしまして220,000円以上のような内訳でございます。

川上委員

6,480,000にしかありませんね。残りは何ですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:39

再開 13:47

委員会を再開いたします。

文化財保護課長

20年度の経費の総額が10,285,000円でございますが、そのうち人件費が3,487,000円でございます。残り6,798,000円が維持管理費になります。

川上委員

今回の議案の背景としては、やはり行財政改革が基本にあるわけで、この廃止によって財政出動が増えるようなことになっては意味がないわけでしょう。だから、そのところ、6,790,000円と言われたんだけど、どういうふうに検討したのか、この廃止によっていくら減るのか、あるいはそれによっていくら増えるのか、そこをどう考えたか、お聞きします。

文化財保護課長

人件費が3,480,000円です。これは削減できます。それと、2階が収蔵庫になる関係で、2階の清掃費等が約1,230,000円削減できます。あと、図書館の部分につきましては検討中でございますので、その他、郷土史研究団体等の活動費等については残りますので変わりません。

川上委員

要するに、2階の清掃費の1,230,000円が浮くということだと思っんですね。そこで、そもそも話を少しお聞きしたいと思っんですが、そもそも、穂波郷土資料館をつくったときは、どういうものとして使おうと、生かそうとしておられたのか伺います。

文化財保護課長

旧穂波町の歴史の展開が町民の皆さんに理解できるような施設ということで、穂波郷土資料館が設立されたというふうに聞いております。

川上委員

現状も含めて、それは有料で町民の皆さんには見てもらおうという趣旨ですか。

文化財保護課長

穂波郷土資料館は無料でございます。

川上委員

穂波の人たちにとっては、自分たちの大事な郷土の誇るべき宝は飯塚に集中されて、自分たちのものだ、と見に行こうとしたらお金を払わないと見せてもらえない、と。どういう気分になるでしょうね。教育長、どう思いますか。

教育長

穂波の郷土資料館を収蔵庫にしようというときに、今、川上委員がご心配なさっているようなことについても十分話し合いをしました。先ほど、穂波郡という話もございましたけれども、特別に穂波のエリアだけが特別に歴史としてあるわけではなくて、飯塚との連携も、非常につながりも大きいわけだし、この際やっぱり1市4町が一緒になったわけでございますので、全体的に筑豊の歴史といいましょうか、旧飯塚市を核にしたところの歴史が見られるような形で、それぞれのところに物を置いておくのではなくて、一つの歴史として見えるような形にする方がベターであるというようなことで、1カ所に集めて、そして飯塚市全体、そしてそれを取り巻く周辺の地区のことも合わせて見られるような、全体が見えるような展示というのは、やっぱり今度合併した以上は絶対必要だというような感じを持ちましたので、1カ所に集めて全体で展示するということは非常に意味があるというふうな判断をしております。

川上委員

これについては異論がありますけども、有料化することについてはどう考えますか。

教育長

飯塚市の歴史資料館そのものが、そういうことでは今までが有料だったわけで、そこに持つ

ていくということになればそういうのも発生してくるわけでございますけれども、これについては、確かに穂波の分は無料でございますけれども、もともと資料館的なものというのは非常に難しい分野がありまして、ぽつん、ぽつんと一つずつあってもですね、なかなか、それだけ見に来る人、リピーターも非常に少ないわけでございまして、1カ所に集まって、そしてそれを見てもらうという形になるわけで、有料化については、飯塚歴史資料館に持って行った時点では止むを得ないというふうに判断しました。

川上委員

本当に小学校、中学校の子どもさん、高校の子どもさんからお金を取り上げて、「止むを得ない」というふうに思われてるんですね。

文化財保護課長

現在、飯塚市の歴史資料館は有料になっておりますが、1市4町合併いたしまして、旧飯塚市だけではなくて、穂波をはじめ筑穂町、潁田町、庄内町の資料も展示しておりますので、そういった市民の皆さんに対しまして公平にお願いしたいということで、ご理解をお願いしたいと考えております。市内の小中学校の児童生徒の皆さんにつきましては、土曜日は入館が無料になっております。また、学校の教育課程の一環として、先生が引率される場合は無料で見学できるというような配慮をとっております。

川上委員

議案提出者のほうで不統一ですね。教育長は仕方がないと言われた。で、別表8条関係でも明確に、小中学校児童生徒50円、高校生110円と書いてるじゃないですか。それで、先ほど言った住民感情、自分たちの宝物は飯塚に持っていかれてね、それを見に行くときには金を払えと言われてる。で、庄内も潁田も同じように持っていったら我慢してくれ、と。こういうやり方を郷土の歴史を語る者がしているのかと思うんです。で、1市4町合併したんだから仕方がないじゃないかとも言われたんだけど、仕方がないことはないと思う。それを住民の共感が許す時は、まだ来てないと思います。従って私は、時期尚早だと思います。これは一旦、撤回したらどうかと思いますけど、教育長、どう思われますか。

教育長

例えば、穂波の資料館を見たときに、嚮と、それから埴輪ですね。有名なのが出てくるわけですが、何回か見に行くわけですが、やっぱりそういうものは、そこだけぽつんとあるわけじゃないんで、やっぱり全体の歴史の中でそういうものが出てきているわけでもあるわけですから、もちろん、そこだけでもある程度のはわかるわけですが、そういう全体が見えるところに置いてやっぱり、私は価値があると思いますし、そういう意味では、単体ですと置くよりも全体の歴史が見えるようなところで展示していく。資料館の場合はやっぱり、そういう特別に意図的に並べていくような形の展示というのは私は絶対必要だと思っております。そういう意味ではやはり歴史資料館の中で、そういうふうな全体的な歴史が見えるところに置いて、ものも生きてくるというふうに思っております。

川上委員

あなた方が歴史資料館を観光資源だとか、そんなふうな位置付け方をするから間違ってくるんじゃないんですか。リピーターとかね、言われたでしょう。それは、多くの人に見てもらったほうがいいでしょう。しかし、観光資源とは違うんでしょう。歴史を体系的に捉える、そういうことは必要でしょう。しかし、そのことと穂波郷土資料館を廃止することとは、イコールではないと思うんですよ。常設にしたりとか特設にしたりとか、いろいろあるかもしれないけども、必要なときには引っぱってあげればいいじゃないですか。きちんとした企画展にしてもいいし。あなた方が言ってることは、行革から出発してる話なんですよ、これは。だから、どうかして1円でも浮かせたいという発想から来てるわけですよ。で、現実に1,230,000円の清掃費を浮かせたい、そして持ってくる、見に来る子どもは金を出せ、こういうふうに子ど

もたちは受け止めますよ。あなた方は本当に歴史的展開を子どもたちに知ってもらいたい、郷土の皆さんに知ってもらいたいと思うなら、なぜ無料を継続しないんですか。だから、最初から言ってるでしょ、行革から出発しておきながらお金のことを言えない状況になってるんで、それを言わない。何か別の都合をつけて、私はこういうやり方は、議案提出者としては誠実さが問われると思います。お金についても、先ほどから金額がすばっと出てこないけど、きちんと検討した結果を出してもらわないといけない。それが出来ない以上は、この議案については撤回してもらいたいと思います。終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

佐藤委員

確かに教育長が言われる部分も私、わかるんですが、今、例えば小学校が郷土資料館に行くときに、徒歩で行ける距離にあると思うんですね。が、移動を今度はするわけですよ。バスで行くのか、どうやっていくのかわからない。何回も行く必要はない、やっぱり1回行って、郷土愛を育むためには大切な施設だと思います。その辺がまだ私、理解してないし、3月に図書館の方向性も出ますんで、これはぜひ継続審査にさせていただきたいと思います。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:02

再 開 14:03

委員会を再開いたします。ただいま佐藤委員から、本案については継続審査としてほしい旨の申し出がありましたので、おはかりいたします。「議案第139号 飯塚市歴史資料館条例の一部を改正条例」については継続審査とすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は継続審査とすることに決定いたしました。次に、「議案第140号 飯塚市テニスコート条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

スポーツ振興課長

議案第140号 飯塚市テニスコート条例の一部を改正する条例の補足説明をいたします。議案書の40ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、本案につきましては、「飯塚市公共施設等のあり方に関する第一次実施計画」に基づき、飯塚市庄内テニスコートを平成21年度中に用途廃止することとなっておりますので、本案を提出するものでございます。内容につきましては、41ページの新旧対照表にてご説明いたします。左側の改正案におきまして、庄内テニスコートに関する部分の、第2条及び第4条、別表第11条関係を削除いたしております。なお用途廃止後の、このテニスコートの取り扱いにつきましては、地元地区体育振興会等との協議により、多目的広場として開放するようにいたしております。以上、で補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

議案書の41ページに新旧対照表があります。9のほうの庄内テニスコートに係るところが削除ということになってるんですけども、廃止するからってことなんですけども、廃止そのものの前に別表の2の飯塚市テニスコート、庄内テニスコート、備考1、2、3の3、高等学校生徒以下は半額とするというのがいっしょに削除ということになってるんですけども、これは高校生以下の子どもたちに対する負担軽減を全体として考えるのをやめるということですか。

スポーツ振興課長

別表第11条関係の2の部分は飯塚市庄内テニスコートの部分でございますので、この部分について削除ということでございますので、ほかの部分に波及するものではございません。

川上委員

住民の中には庄内テニスコート廃止もいいんじゃないかという方ももしかしたらおられるかもしれないけども、子供たちはその庄内テニスコートをまだ健在だったころは使って半額なんですよ。これがなくなるとその半額という負担軽減がないところであることになるんですよ。これについては検討しましたか。

スポーツ振興課長

この部分につきましては多目的広場として開放するというので、先ほど用途廃止後についてご説明いたしました。用途廃止後の取り扱いにつきましては、今のテニスコートということでポールが立っております。私どもとしましては周りにネットもございまして、ポールも取って広場として利用させていただこうということで提案をさせていただきましたが、地元のほうよりテニスコートとしても若干ひび割れが入って正式なテニスという部分では、バウンドしたりしたときにイレギュラーするんですが、そういったものでも、もしこのままで使えるようであれば、ネットもそのまま置いていただいてテニスができるときはテニスを使うとかいった形で多目的広場として使わせていただきたいということで要望いただいております。

川上委員

関係ないことはないけども、直接的な答弁じゃないんですよ。新旧対照表の9を見てみると、飯塚市庄内テニスコートは個人利用1人が100円ですよ。だから子供は高等学校生徒以下が半額と書いてありますから50円なんですね。あなた方がもう庄内テニスコートを整備しないということできちんとした協議ができないから、その別のところに行くでしょう。テニスしに。そうすると42ページ見てください、高校生は150円ですよ、9時から12時まで。これ3時間やから50円ですよというわけにはいかないですよ。その次が300円ですよ。これは事実上、時間割りというわけにはいかないから、負担増になるんじゃないですか、子供たちにとっては。そのところはどうか考えます。

スポーツ振興課長

用途廃止をいたしまして多目的広場として利用するという部分では、この使用については無料になるわけでございます。ですので、このテニスコートを用途廃止した後のテニスコート状態と申しますか、コートについては無料になりますので、その中で今まで来られてあった方たちが来られた場合は無料で使用できるということでございます。またテニスコートにつきましては、実際、筑豊ハイツのテニスコートが県営テニスコートと併せて、今非常に整備されております。実際テニス競技としてされる方につきましてはそちらの利用が非常に多くなっているという部分もございまして。

川上委員

子どもたちがきちんと整備された施設で練習しないと趣味として楽しめないということもあるでしょうし、上達もしにくいでしょう。だからあなた方が責任を負わない所が無料になるのは、ある意味では当たり前ですよ。私が言ってるのは、あなた方が責任を負うところの施設が今までと比べてその負担が大きくなるかということをお願いしてるわけじゃないですか。庄内の高校生以下の児童生徒が使って半額という措置を取っていたのが、その子供たちは本当にきちんとしたところでやろうとすると、そういう措置のないところだけでテニスしないといけなくなるわけですよ。負担が増えることにならないかということをお願いしてるわけですよ。そのところはどうか考えてもらったんでしょうかね。

スポーツ振興課長

現在、庄内のテニスコートにつきましてはハードコートということで、大半のコートの中がひび割れ状態に実際なっております。6面ございまして、実際使えるのは、使えるというか、

若干使っても支障がないと思われるものが2面しかございません。そういった状況の中で、今の料金のまま使用していただくということは、逆に使用者からしますとお金がかかる部分ではございます。実際大人の方たち来られてありますが、もう庄内につきましては、実際筑豊ハイツのテニスコートが整備されてから後と申しますか、整備され出してから後につきましては、庄内テニスコートの利用は減少いたしております。そういった状況の中で、今回施設を統廃合する中で、見直した上でこのテニスコートについては廃止ということで計画させていただきました。

川上委員

答えても答え切れないということですね。負担軽減のことを言ってるんですよ。だから部長、部長ね、かみ合っていないのがよく分かるでしょ。高校生以下の子供たちの、庄内の子供たちの負担がね、庄内の子どもたちの負担が軽減措置が今まであったんですよ。それが庄内のコートがなくなって他のきちんとした所を使おうとすると、負担軽減措置はないと。これについては考慮したのかということ聞いてるんです。

生涯学習部長

このテニスコートが廃止になれば、当然ここで今まで使用された方は他の施設での利用になります。それで、他の施設では有料ということもありますので、負担というよりもそういうところの施設の利用については個人の使用料を支払うことになりますので、負担ということにも考えられます。考慮はしておりません。

委員長

他に質疑はありませんか。

原田委員

考慮してないということですけども、この多目的広場というのは非常に聞こえはいいんですよ、何でも使ってどうぞと。6面中2面現在何とか使えるわけですよ。これ状態も私は分かっております。これ全部整備すると確か1千万円以上かかるんですよ、ハードコートですから。行財政改革のということで理解はできてるんですが、その中で先ほど言われた、2面だけはまだできると。ネット置いておくからただじゃないかと、そういう要旨のことを言われましたよね、ただですよ。使えるだけ使ってくださいみたいな。そんな乱暴な答弁は私はおかしいと思う。そんな言い方をしちゃいけない。足引っ張られる元ですよ、あなた。そして私お尋ねしたいのは、維持管理の問題なんです。これ維持管理はどんなふうになるんですか。これは結構雑草なんかが生えてますよね。そのひび割れなんかやっぱりかなりきてますし。それからこれ所管はどこになるか。この2つについてお尋ねいたします。

スポーツ振興課長

用途廃止後の取り扱いにつきましては、スポーツ振興課で所管し、特定目的一般財産として考えてたいというふうに思ってます。また平成23年度にスポーツ体育施設につきましては各庄内、穎田、筑穂、につきましては、体育振興会のほうに貸与ということがございますので、そういった方向で考えております。

委員長

他に質疑はありませんか。

( 他になし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

川上委員

私は議案第140号 飯塚市テニスコート条例の一部を改正する条例案に反対し討論を行います。質疑に対する答弁の中で、廃止しようとしている飯塚市庄内テニスコート使用において、高校生以下は半額とするという負担軽減措置があったのに、これを廃止するという事で、事実上他の市が責任を負うテニスコートを使う場合、事実上負担が増えるということについて何

ら考慮していないという答弁がありましたけども、全く遺憾なことであります。反対であります。

委員長

ほかに討論はありませんか。

( 他になし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第140号 飯塚市テニスコート条例の一部を改正する条例」については原案どおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上をもちまして、公共施設等のあり方に関する調査特別委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。